

「InnoVEX 2027」 横浜ブース出展企業募集要項

1 趣旨

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）は、令和 9 年（2027 年）6 月に台湾・台北市で開催される「InnoVEX2027」に横浜ブースを出展するにあたり、当該ブースに出展する企業を募集します。

「InnoVEX」は台湾で 2016 年から開始された ICT 産業のテック系スタートアップに焦点を当てた展示会で、世界各国の出展者や来場者と多様なマッチメイキングが行われます。アジア最大級の ICT 調達見本市「COMPUTEX」と同時に開催され、世界中のバイヤーや投資家、VC が集います。アジア市場への入り口として、世界中のスタートアップが台湾に集まるこの機会に、ビジネスチャンスを追求める横浜企業をサポートします。

InnoVEX

2 InnoVEX 概要

名 称	InnoVEX 2027
会 期	令和 9 年（2027 年）6 月 1 日(火) ～ 4 日(金) <4 日間>
会 場	台北南港第二展示ホール（TaiNEX 2）
主 催	台北市コンピュータ協会（TCA）、台湾对外贸易発展協会（TAITRA）
出展分野	AI・ビッグデータ、半導体応用、ロボティクス、スマート製造、ヘルステック・バイオテクノロジー、モビリティ・通信、サステナビリティ・グリーンテック、サイバーセキュリティ、XR・メタバース・次世代エンターテインメント、コンシューマーテクノロジー等。 詳細は InnoVEX 2027 公式ホームページ https://innovex.computex.biz/show/ をご確認ください。
開催規模	【2026 年】 23 か国から 500 社以上のスタートアップ企業が出展 来場者数 44,038 名（InnoVEX）、111,312 名（COMPUTEX）

3 募集内容

（1）募集企業数

6 社程度

※申込受付後、必要に応じてヒアリングを実施します。

応募者数が出展予定数を越えた場合、(4) に定める審査を実施します。

（2）対象

横浜市内に主たる事業所を有し、ICT 関連の自社製品や技術の海外展開を目指す中小企業やスタートアップ等

（3）条件

原則として、次のアからキまでの全てを満たす企業

ア 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないこと。また IDEC 横浜に対する債務の滞納がない者であること。

イ 展示会会期中、出展物の説明・商談ができる人員（1 名以上）を配置可能であること。ただし現地代理店等のみではなく、必ず出展企業の職員を配置すること。

ウ 展示会の出品分野※に合致する製品・部品や技術を有していること。

エ 海外展開に積極的に取り組む姿勢があり、明確な方針・ビジョンがあること。また IDEC 横浜主催の勉強会等に参加可能であること。

オ 出展後にアンケートやヒアリング、IDEC 横浜の広報等にご協力いただけること。

カ 申込期間の満了日時前までに横浜市の脱炭素取組宣言を行っていること。

キ 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次のいずれにも該当していない者（役員を含む。）であること。

（ア）横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下、この文中において、「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

（イ）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

（4）審査

ア 審査方法

別途定める評価基準に基づき、申請書及びヒアリング内容を審査し、出展企業を決定します。

イ 審査の視点

（ア）出展製品・技術の InnoVEX 出品分野との整合性

（イ）出展製品・技術の優位性

（ウ）海外展開に向けた経営基盤を保有していること

（5）出展料（出展者負担金）

1 社につき 25 万円（予定）

上記出展料に含まれるもの
【IDEC 横浜の負担による共通仕様等】（予定） ① <u>ブース出展費・設営費</u> ・ブーススペース（45 m²）を出展企業と IDEC 横浜で共有 ※ブーススペースは企業数に応じて変更の可能性あり ② <u>備品</u> ・カーペット、カウンター、テーブル、椅子、スポットライト、電源(110V/ 500W)、ゴミ箱 ③ <u>オンライン展示会</u> ・InnoVEX 公式ホームページのオンライン展示会 ④ <u>パネル、チラシ作成費</u> ・出展企業紹介を目的とする横浜ブース共通案内を作成予定(中文・英文) ※会期中、横浜ブースに通訳者を配置し、出展企業の商談等をサポートします。なお、通訳者の配置人数・体制は、出展企業数等に応じて調整します。

(6) 出展企業の個別負担

出展企業が負担するもの（例示）
① 渡航費・滞在費・人件費 ・ 自社ブースのアテンド人員に係る渡航費、宿泊費、現地交通費、人件費等
② 国内輸送費・国際輸送費 ・ 自社から展示会会場までの出品物等の往復輸送費
③ 出品物に係る関税、消費税、貨物損害保険料等
④ 各出展企業が個別に必要なとする経費 ・ 展示物、カタログ等の制作費 ・ 標準仕様を超える装飾、電力使用、コンセント設置等に係る追加費用
⑤ 専属の通訳者を必要とする場合の通訳手配・委託費①渡航費・滞在費・人件費 ・ 自社ブースのアテンド人員の渡航費及び滞在費(宿泊費・現地交通費)

4 出展申込

(1) 申込期間 令和8年12月4日(金) 正午まで(必着)

(2) 申込方法

応募フォームから必要事項の入力及び必要書類をご提出ください。

【応募フォーム】

<https://533b7c3c.form.kintoneapp.com/public/innovex2027>

【必要書類】

ア 会社概要のわかるもの（パンフレット、自社ホームページのコピー等）

イ 出展物のパンフレット

ウ 直近事業年度の横浜市税の納税証明書（写し）

エ 直近1期分の決算書類

オ 履歴事項全部証明書（写し）

カ 役員等一覧

※上記必要書類以外に、事務局が追加で資料を求める場合があります。スタートアップ企業等の方で資料が揃わない場合はご相談ください。

5 結果の通知

出展企業の決定は、令和9年1月中旬までにするものとし、申込企業に対して E-mail で結果を通知します。

6 横浜ブースサポート内容

展示会出展に向けて、令和9年1月から3月までの間に勉強会を行います。台湾の専門家との意見交換や、海外取引・輸出に必要な貿易実務、安全保障貿易管理、知的財産の保護、秘密保持契約(NDA)等の海外企業との契約実務、販促用チラシ作成、プレゼン方法などを予定しています。

7 留意事項

- (1) 小間の申込み状況によっては、ブースの小間が確保できない可能性があります。その場合、出展は取りやめとなります。
- (2) ブースの装飾・配置については、IDEC 横浜が決定しますので、出展者の意向に沿うことができない場合があります。
- (3) 主催者等との連絡調整は、IDEC 横浜を通じて行います。
- (4) 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある展示物の出品については、出展企業の責任において事前に許可等の取得をお願いします。
- (5) 現地における盗難等の損害やトラブル等についての責任は負いかねますのでご了承ください。
- (6) 会場内の事故等に係る損害保険について、主催者から加入を義務付けられた場合には、出展企業の負担と責任により、規定の付保内容を満たす保険に加入していただきます。
- (7) 出展決定後のキャンセルは原則できません。
※やむを得ない事情でキャンセルする場合、主催者への出展料等の支払後は、お支払いいただいた出展料の返金はいたしかねます。
- (8) 出展企業が各種要件を満たさないことが判明した場合や出展決定後にこれを満たさなくなった場合には、出展を取消しさせていただくことがあります。
- (9) 社会的情勢を踏まえ、横浜ブースの出展を取りやめ、又は出展形式が変更となる可能性があることをあらかじめご了承ください。また、上記の事由によって生じた出展者の損害及び不利益等（航空券や宿泊先のキャンセル代等を含む）について、IDEC 横浜はその責任を負わないものとします。
- (10) 本事業の実施については、横浜市長及び当財団理事会において、令和9年度事業計画及び予算が可決されることを条件とします。

8 お問い合わせ先

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）
経営支援部 経営支援課（国際ビジネス支援担当）

〒231-0021

横浜市中区日本大通 11 横浜情報文化センター7 階

TEL : 045-225-3730 FAX : 045-225-3738

E-mail : global@idec.or.jp